

令和元年6月17日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K06634

研究課題名（和文）シェアハウス制度の国際調査結果に基づく多世代・大家族向けの日本型普及モデルの検証

研究課題名（英文）Verification of Japanese-style diffusion model for multi-generation and multi-family based on the international survey result of share house system

研究代表者

丁志映（JUNG, Jiyoung）

千葉大学・大学院工学研究院・助教

研究者番号：90463835

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：日本では、1990年代から家賃の高い都市部において、若年単身者を中心にシェアハウスが注目され始め、今は単身者の住まいの一つとして定着している。しかしシェアハウスの急激な増加に伴い、法整備が追い付いていないことから、違法シェアハウス等が社会問題になっている。本研究では、シェアハウス制度の国際比較による研究調査で得られた成果に基づいて、空き家等のストックを利活用した新たな日本型シェアハウスのモデル化に向けた制度や成立条件等を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現在日本が抱えている高齢者の孤独死、若年単身者の住宅問題、空き家・空き部屋問題、地域コミュニティの崩壊等の一つの解決策として、シェアハウスが注目されている。しかし日本を含む各国のシェアハウスの制度や仕組み等の諸条件が、日本の建物ストックにおいて関連法・制度の再整備を含む居住環境に適用可能かどうかについて検証する研究はなされていない。本研究の成果は、直接的には、日本でのストック型社会システムの重要な構成要素としてシェアハウスの実現につなげるものであるが、加えて、国内外の新たなシェアハウス制度を解明した学術的成果は、今後日本社会に適したシェアハウスのソフト面とハード面の開発など多方面に応用できる。

研究成果の概要（英文）：In Japan, share houses have begun to attract attention mainly from young singles in urban areas where rents are high from the 1990s, and have now become one of the homes of singles. However, with the rapid increase in share houses, illegal share houses have become a social problem, as legal development has not caught up. In this research, based on the results obtained in the research on international comparison of share house system, we clarified the system and establishment conditions for modeling of a new share house type suitable for Japan that utilizes unused house stock etc..

研究分野：居住環境デザイン，サステナブル・コミュニティデザイン

キーワード：シェアハウス 多世代 大家族 国際比較 日本 シェアネットワーク ストック 再生

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

1990年代から、家賃の高い都心部において、若年単身者を中心にシェアハウスが注目を浴びている。しかしシェアハウスの急激な増加に伴い、法整備が追いついていないことから、違法シェアハウスや脱法ハウス等が社会問題になっている。シェアハウスの国内の研究動向をみると、住まいの基礎情報や物件ガイド、業者等を紹介した出版物はあるが、ストック活用や制度の観点からシェアハウスを取り上げている既往研究は研究代表者の発表論文・著書以外にはほとんどない。文献やウェブ等の検索では、シェアハウスの中でも専門業者が管理・運営するゲストハウスの情報に限られており、個人家主が自宅を活用して経営・管理する小規模のルームシェアやホームシェア関連の実態等を把握することに限界があった。一方で国外では、単身者の住まいとして、シェアハウスが定着しており、専門家による新たな試みや研究が活発である。

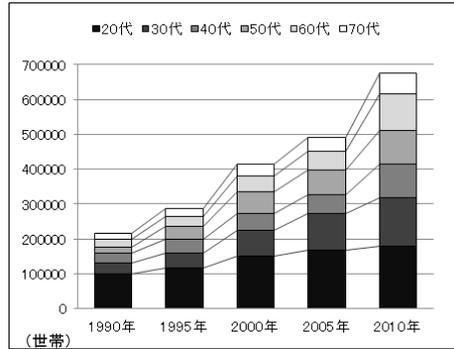


図1 年齢別世帯総数に対するシェア居住の比率
『平成2年～22年国勢調査』より研究代表者が作成

国勢調査にシェア居住に相当する統計は存在しないため、研究代表者らがシェア居住の近似値として、「非親族世帯」と「間借り」を合計して集計した。その分析の結果、2005年までの調査分析では、シェア居住は20歳代から30歳代前半に集中していたが、2010年の調査分析では、40歳代以上の中高年層のシェア居住の増加傾向が強くみられることが分かった（図1）。

図2に示すようにシェアハウスの多くは〔営利目的型〕で、その中には「違法シェアハウス」等、劣悪な居住環境が問題になっている事例も多数存在することが解明できた。しかし最近では少数ではあるが、〔福祉型〕・〔高齢化対策型〕・〔地域交流型〕のような新たなシェアハウスが登場し、近隣や地域との交流促進と社会問題解決に貢献していることが分かった。

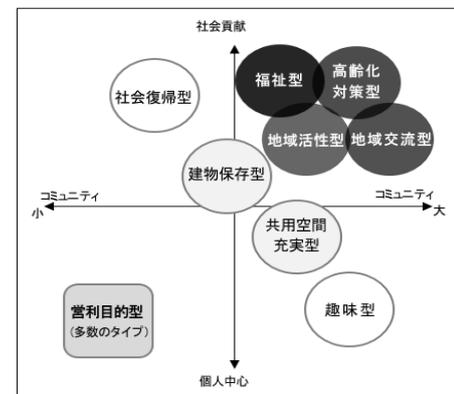


図2 テーマ別によるシェアハウスの分類

図2に示すようにシェアハウスの多くは〔営利目的型〕で、その中には「違法シェアハウス」等、劣悪な居住環境が問題になっている事例も多数存在することが解明できた。しかし最近では少数ではあるが、〔福祉型〕・〔高齢化対策型〕・〔地域交流型〕のような新たなシェアハウスが登場し、近隣や地域との交流促進と社会問題解決に貢献していることが分かった。欧州諸国の新たなシェアハウス制度（フランス「異世代ホームシェア」、ベルギー「カンガルー住居」、スペイン「大学企業連携型シェア」等）、韓国の国策型シェアハウス等の調査結果に基づいて、これらの諸条件が日本の建物ストックにおいて関連法・制度の再整備を含む居住環境に適用可能かどうかについて検証する研究はなされていない。このため、本研究の学術的・社会的意義は大きいものと考えられる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、平成24年度から27年度まで、申請者がJSPS科研費（研究課題番号：24560735）の助成を受けて実施した「シェアハウス制度の国際比較による日本のストック型社会システムモデルの構築」の研究調査で得られた成果に基づいて、日本型モデル化に向けた検証を行うことである。独自のシェアハウス政策や制度を展開している、フランス、ベルギー、スペイン、韓国における調査から、これらの諸国の制度や成立条件等を用いて、日本においても新たな多世代・多家族向けの《日本型普及シェアハウスモデル》が適用できるかどうかについて可能性を探る。

3. 研究の方法

(1) 新たなシェア居住の傾向把握

まず、Web検索や既往研究から新しい展開をみせているシェア事例を抽出し、事業内容等の傾向を把握した。また調査協力が得られた事業者と居住者に対し、現地調査及びヒアリング調査（2016年9月～11月）を行い、事業実態等を把握した。

	シェアハウス分布		収集事例		
	件数	割合	件数	割合	
東京	3,142	69.3%	57	55.3%	
神奈川	426	9.4%	12	11.7%	
大阪	262	5.8%	10	9.7%	
埼玉	156	3.4%	6	5.8%	
千葉	138	3.0%	3	2.9%	
京都	70	1.5%	5	4.9%	
愛知	51	1.1%	5	4.9%	
その他*	288	6.4%	5	4.9%	
合計	4533	100%	103	100%	

図3 シェアハウス収集事例の内訳

(2) 日本での諸国のシェアハウス制度や成立条件等の適用可能性の把握

諸国のシェアハウス制度や成立条件等の適用可能性を検討するために、日本のシェアハウスの実態について、データ分析とヒアリング・事例住戸の訪問（2017年11月～2018年2月）の2段階による調査を行った。

4. 研究成果

(1) 新たなシェアハウスの傾向

近年、新たに登場したシェアハウスは、大きく『高齢者型』、『ひとり親型』、『多世代型』、『異世代型』の4タイプに分類できる(図4上)。通常シェアハウスの個室空間はベッドのみの場合が多いが、多世代型のシェアハウスは、トイレや洗面所、簡易なキッチンが付いている等、水回り設備が充実するといった多様化の傾向がみられた(図4下)。また、事業主体は比較的営利目的なものが多く(図5)、これまで若者向けの一般的なシェアハウスは、首都圏を中心に多くの事例がみられたが、新しいタイプは全国的に分布していることが明らかになった(図6)。特に関東では多世代型が最も多く、次いでひとり親型・異世代型・高齢者型の順であった。

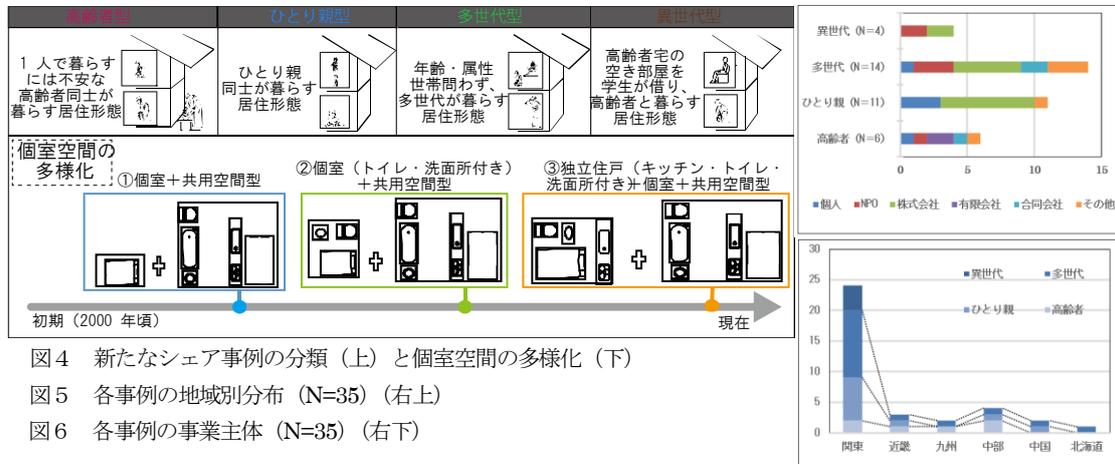


図4 新たなシェア事例の分類(上)と個室空間の多様化(下)

図5 各事例の地域別分布 (N=35) (右上)

図6 各事例の事業主体 (N=35) (右下)

①『高齢者型』シェアハウスの実態と成立条件

高齢者の孤独死や生活苦防止の目的で事業が開始されており、公共と民間の2つのタイプがある。一般的なシェアハウスと比較すると、住戸内はバリアフリー化され、サービスとして定期的な安否確認等が行われている。民間介護事業団体が運営主体である事例では、居住者の認知症発症時の対応に不安を抱えながらも、引き取り手がいない単身高齢者のために看取りや葬儀まで行っている。また、既存の戸建住宅に階段昇降機等を設置する際に事業者側の費用負担が大きかった。公共団体の事例では、介護事業団体NPOが連携して運営を行い、公営住宅の目的外使用で市営住宅を改修し利用している。共通して、運営主体のマッチング面でのノウハウ不足や居住者の住まいに対するシェア居住の理解不足から高齢者同士のトラブルが生じている。

②『ひとり親型』シェアハウスの実態と成立条件

仕事と子育ての両立を望むひとり親のために、専門業者によるチャイルドケアが提供されているが、育児支援サービスや運営ノウハウ等を提供する業者からは、自治体によってシェア居住の法制度の解釈の違いから運営が難しいことが伺えた。社会福祉法人がひとり親向けの社員寮を新築し、寮内のチャイルドケアサービスほかに、社内託児室等の育児支援も並行して受けられる仕組みにし、不足する介護職員の確保のために福利厚生の新たな手段として行っている。

③『多世代型』シェアハウスの実態と成立条件

所有者の持ち家などを利活用する手段として事業を開始しており、個室のみの事例もあるが、ファミリー世帯向けの住戸が併設される傾向がある。共用部は居住者間の定例会やオーナーの仕事場として使用する反面、居住者の料理教室や趣味等の共有の場、もしくは外部の人に貸し出すことで地域住民との交流を図っている。また、住居内だけではなく、近隣の高齢単身世帯の家にも住み開きを促す活動等を行い、地区全体での活性化を目指している。

④『異世代型』シェアハウスの実態と成立条件

このタイプの場合は、大きくフランスとスペインの異世代向けシェアハウスの仕組み等を参考に事業を展開している。後者の場合は、賃貸契約ではなく高齢者が”合意”という形で学生に無償で空き部屋を貸し、一緒に暮らしている。異世代型は高齢者にとっては、空き部屋の有効利用や独居の精神的不安の軽減につながり、学生には精神的・経済的面で負担の軽減に繋がっている。

以上のように、近年の新たなシェアハウスの傾向は、育児支援サービスや看取りまでのサービス、地域住民とのコミュニティ形成の場を取り入れていることが明らかになった。しかし、高齢者等に対応するため、既存住宅改修時の事業者負担が大きいこと、マッチング及びアフターケア等でのノウハウ不足が居住者の不安に繋がり、長期居住へと繋がらないことやシェアハウスなどに対する法制度の整備が以前と比較して緩和されたが、追い付いていないことが課題としてあげられる。

(2) 新たな住宅セーフティネット制度の施行

2017年4月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、「新たな住宅セーフティネット制度(以下、新SN)」が同年10月に施行された。新SNは、空き家等の既存ストックを活用した住宅確保要配慮者向けの住宅確保を目的とし、シェアハウスを含む共同居住型住宅として活用する場合、特別に登録基準が設けられ、都道府県等による独自の強化や緩和が可能になった。新SN以前のシェアハウス居住水準として国や特定行政庁が定める基準は存在しなかったため、国交省が共同居住型住宅の居住水準の作

成を行い、登録基準が設定されたが、この基準はこれまでに民間団体が作成した基準と比較して差異がみられる。

(3) シェアハウス制度基準における空間的要素別の比較と特徴

現シェアハウスが、国及びシェアハウス関連団体が独自に設定しているシェアハウス居住水準の基準に適用しているか比較を行い、既存ストックを活用したシェアハウスの普及可能性を探る。

①延べ面積

延べ面積は100㎡台が39%と最も多く、200㎡未満が55%と半数以上を占める。一方で、1500㎡以上は東京を中心に関東圏で分布している。

②最小専用居室面積

最小専用居室面積との関係では、延べ面積200㎡以内の事例が主に居室面積5~15㎡の範囲に分布しているに対し、1000㎡以上の事例は9~14㎡の範囲に分布している。各自治体等の専用居室の基準と比較すると、国基準9㎡以上を満たす事例が40%に対し、民間基準7㎡を満たす事例は80%である。

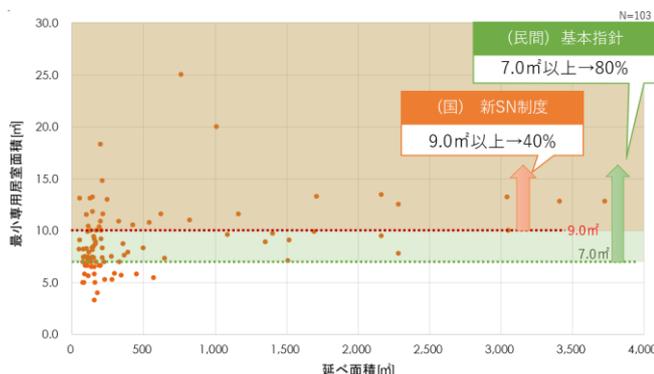


図7 最小専用居室面積・延べ面積分布 (N=103)

③居室数

居室数は一定人数を確保できる6~10室が最も多く39.2%を占める。次いで5室以下が18.6%存在し、10室以下の規模に集中する傾向がみられる。東京と他道府県の構成比をみると、地域に関係なく10室以下に集中するが、規模が26室以上の事例は主に関東圏で存在している。さらに、10室以下の構成比に着目すると、東京と他道府県はともに6~10室の割合が高いが、東京では47.4%に対し、他道府県は28.9%で偏りが生じている。居室数との関係では(図8)、延べ面積200㎡、居室数20室以内に集中するが、2000㎡以上の事例では居室の増設より多彩な共用空間の面積に配分する傾向がみられる。

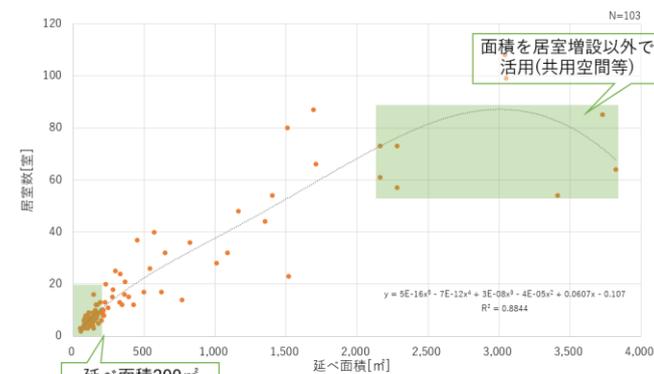


図8 居室数・延べ面積分布 (N=103)

④各独自基準との比較

独自基準の満足率として、基準作成元が国か民間であるかを問わずに居室面積基準が延べ面積基準を下回る傾向がある。各独自基準が定める居住水準を満たしつつ、既存の建物をシェアハウスとして活用する場合、居室面積基準による影響が大きいと想定できる。その理由として、延べ面積基準は定員数に依存し居室面積に共用空間などの面積も足し合わせた数値で算定されるため、複数人が入居できる2人入居可能やドミトリータイプの部屋が設置されていない限り、居室面積基準と比較して受ける影響は小さいといえる。さらに、居室面積基準に合わせて既存の居室を拡張させる場合は、改修費用の負担が発生することから、居室面積基準の満足率が低くなり既存ストックの活用を困難にさせる一因になると考えられる。

(4) シェアハウス関連の新制度基準と新たな《日本型普及シェアハウスモデル》の可能性

シェアハウスの居住水準について国および民間が独自に定める面積基準は、それぞれ延べ面積基準より居室面積基準の満足率が低く、地域差があることが明らかになった。空き家をシェアハウスとして活用する時、新SNの登録基準を満足させるために、1つ目は民間のシェアハウス事業者と同様に定員の削減と基準に満たない部屋の賃貸をやめることが考えられるが、賃貸部屋の削減は事業者側の収入源の削減につながり、空き家活用促進に十分な効果を発揮しないと想定できる。2つ目は、延べ面積と居室面積の基準間でも満足率に差が生じ、地域差もみられることから地域に応じた基準設定を行うことである。3つ目は、マンションや戸建て住宅等の活用建物の種別で居室面積等に満足率の差異が生じていることが推察されるため、建物類型によって基準設定を行うことで既存ストックの活用可能性を高めることができると考えられる。新SNによる既存ストック活用のシェアハウス普及は成立要件として、①サポートを要する住宅確保要配慮者の分類②地域、建物類型や対象入居者の特性に応じた面積・設備基準の設定③福祉的サポートを要する入居者の場合の運営者に対する支援や自治体等との情報共有を行い、シェアハウスとして活用可能な建物を確保するとともに、入居者の身体状況に合わせた管理体制を整える必要があると考えられる。

日本で普及されているシェアハウスは、水回り設備が個室になく、寝るだけの空間となっている。またハウス内でのコミュニティを重視したものが多くことから、地域との関係性は少な

い。図 10 に示すように、介護や育児支援といった福祉的要素を含んだサービスが充実した高齢単身・ひとり親向けの新たなシェアハウスと、地域との関係性に富んだ多世代向けのシェアハウスは、今後共助というテーマ性をもつシェアハウスとして増加すると思われる。

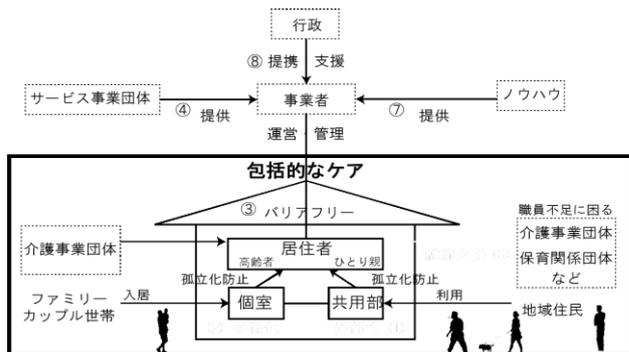


図9 多様化する新たなシェアハウスの普及のための運営仕組み

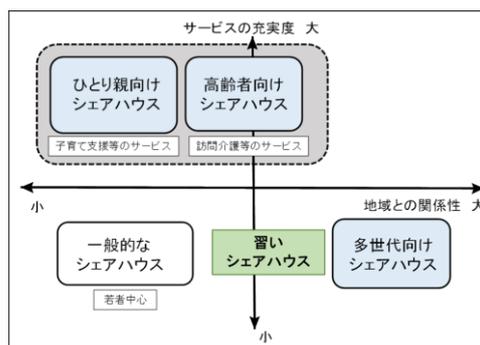


図10 新たなシェアハウスの関係性

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 15 件)

- ①三澤英治・丁 志映、各国におけるシェアハウスの居住水準に関する研究その1-日本のシェアハウスの独自基準と空間的要素に着目した既存ストックの活用可能性-、日本建築学会計画系論文集、査読有、84(759)、2019、pp.1039-1047 DOI <https://doi.org/10.3130/aija.84.1039>
- ②丁 志映他、超高経年混合型分譲住宅団地における地域再生の取り組みに関する研究その1-住棟種類の異なる所有者の住戸および団地再生に対する意識-、日本建築学会計画系論文集、査読有、84(758)、2019、pp.773-779 DOI <https://doi.org/10.3130/aija.84.773>
- ③丁 志映、世界のシェア居住その3：スペイン編①産学官連携による社会貢献型の世代間ホームシェア Vive y Convive (ビベ・イ・コンビベ)、虹の旗、査読無、37、2018、pp.20-24
- ④丁 志映、シェア型消費時代の郊外型高経年団地の再生-多様なシェアスタイルによるモノ・情報・住宅・コミュニティの再構築-、マンション学、査読無、60、2018、pp.26-31 (招待論文)
- ⑤丁 志映、UR 賃貸住宅における民間コラボレーション型住戸の入居前後の評価に関する研究-千葉県真砂団地における「MUJI×UR 団地リノベーションプロジェクト」を対象として-、都市住宅学、査読有、99、2017、pp.102-107 DOI https://doi.org/10.11531/uhs.2017.99_102
- ⑥丁 志映、世界のシェア居住その2：ベルギーにおける《カンガルー住居》の新たな試みと有用性、虹の旗、査読無、36、2017、pp.24-29
- ⑦丁 志映、建築士 CPD 講座「世界の助け合い」から学ぶ-第8回(最終回) シェアコミュニティ志向の若者誕生と New 住宅双六、建築士、査読無、66(773)、2017、pp.34-37
- ⑧丁 志映、第7回 地域社会とつながる動き：日本の先進的な協同居住・シェア居住、建築士、査読無、66(772)、2017、pp.38-41
- ⑨丁 志映、第6回 北米の共同居住 コウハウジング(Cohousing)、建築士、査読無、65(771)、2016、pp.34-37
- ⑩丁 志映、第5回 各国のコラボティブハウスの歴史と近況、建築士、査読無、65(770)、2016、pp.36-39
- ⑪丁 志映、第4回 経年変化後の日本のコープ住宅の行方、建築士、査読無、65(769)、2016、pp.42-45
- ⑫丁 志映、第3回 居住者参加型すまいづくり-日本のコボティブハウス、建築士、査読無、65(768)、2016、pp.36-39
- ⑬丁 志映、第2回 日本特有の単身者住まい「シェアハウス」、建築士、査読無、65(767)、2016、pp.36-39
- ⑭丁 志映、第1回 欧州の異世代ホームシェア、建築士、査読無、65(766)、2016、pp.36-39
- ⑮丁 志映、空き部屋を利活用する欧州の異世代ホームシェアにおける運営方法としくみに関する研究-スペイン・フランス・ベルギーの国際比較より-、マンション学、査読無、55、2016、pp.31-36 (招待論文)

[学会発表] (計 16 件)

- ①三澤英治・丁 志映、フランスの高齢者・障害者に対する家庭受け入れ型生活支援制度「Accueil Familial」に関する研究-Saône-et-Loire 県の取り組みを対象として-、日本建築学会、2019
- ②守泉誠・丁 志映、日本国内の住宅における新たな所有形態の動き、日本建築学会、2019
- ③櫻井泰行・守泉誠・丁 志映、アメリカにおけるコンドミニアムとコボティブハウスの所有形態及び管理運営の比較、日本建築学会、2019
- ④丁 志映、シェア型消費時代の郊外型高経年団地の再生-多様なシェアスタイルによるモノ・情報・住宅・コミュニティの再構築-、日本マンション学会・全国大会メインシンポジウム 2018 (招待講演)
- ⑤中井萌・丁 志映、スペインにおける異世代ホームシェアプロジェクト「CONVIVE (コンビベ)」の運営体制と効果-各国におけるシェア居住に関する研究その10-、日本建築学会、2018
- ⑥三澤英治・丁 志映、既存ストックを活用したシェアハウスの居住水準に関する研究、日本建築学会、2018
- ⑦笹尾吉晃・丁 志映、高経年コボティブハウスの管理形態にみる適正な維持管理の成立要件と一般分譲マンションへの適用性に関する研究、日本建築学会、2018
- ⑧JUNG Jiyong、Sustainable Community Design Projects based on the collaboration with residents, university and local communities、2017 The 20th Korea China Japan Architects Organization Meeting、2017 (招待講演)
- ⑨丁 志映、高経年の混合型分譲団地における建替え決議制度の適用困難と再生検討体制づくりの課題、日本

マンション学会・全国大会メインシンポジウム、2017（招待講演）

- ⑩ 丁 志映、世界のシェアハウスの現在、日本建築学会・住宅計画小委員会、2017（招待講演）
- ⑪ 三澤英治・丁 志映、スペインにおける母子家庭支援団体「シングルマザー協会(ASMS)」の居住支援活動プログラムの有効性について-各国におけるシェア居住に関する研究 その9-、日本建築学会、2017
- ⑫ 笹尾吉晃・丁 志映、スペインにおけるコーポラティブ方式コウハウジング「Trabensol（トラベンソル）」の設立過程と運営実態について-各国における協同居住に関する研究 その1-、日本建築学会、2017
- ⑬ 鈴木雄也・丁 志映、高齢単身・ひとり親世帯向けシェア居住の可能性に関する研究 その1-福祉的要素を含んだ新たなシェア居住の傾向と事業実態について-、日本建築学会、2017
- ⑭ 沼田汐里・丁 志映、サウナビルをコンバージョンしたコポラティブハウス「大正コポ」に関する研究その1-事業プロセスおよびコーディネーターの役割について-、日本建築学会、2016
- ⑮ 鈴木雄也・津本匡徹・高田健司・丁 志映、各国におけるシェア居住に関する研究その8-スペインにおける異世代ホームシェアプロジェクト「Vive y Convive(ビベ・イ・コンビベ)」について-、日本建築学会、2016
- ⑯ 江國智洋・丁 志映、賃貸型コポラティブハウス「あるじゅ」の経年変化に関する研究その4-「あるじゅ」で育った第2世代の住居観を通して-、日本建築学会、2016

〔図書〕(計2件)

- ① 丁 志映 他、中国建筑工业出版社、現代集合住宅の再設計、2017
- ② 丁 志映 他、萌文社、HOUSERS一住宅問題と向き合う人々、2017、222(60-67)

〔その他〕

- ① 研究関連の学会賞（計6件）
 - ・中井萌（指導教員：丁 志映）、「都市住宅学会・第4回学生論文コンテスト卒業論文部門奨励賞」2019.3.18
 - ・三澤英治・丁 志映、「2018年度日本建築学会大会・若手優秀発表賞」2018.11.9
 - ・三澤英治（指導教員：丁 志映）、「都市住宅学会・第3回学生論文コンテスト卒業論文部門優秀賞」2018.3.14
 - ・笹尾吉晃（指導教員：丁 志映）、「都市住宅学会・第3回学生論文コンテスト卒業論文部門優秀賞」2018.3.14
 - ・丁 志映、「2016年度日本マンション学会研究奨励賞」2017.4.22
 - ・鈴木雄也・津本匡徹・高田健司・丁 志映、「2016年度日本建築学会大会・若手優秀発表賞」2016.11.18
- ② 研究関連の報道関連情報（計5件）
 - ・フランスの「Saone-et-Loire」新聞、2018.11.1
 - ・フランスTVの「France3」のニュース、2018.10.31
 - ・韓国の新聞4社（毎日新聞、朝鮮日報、ヨンナム日報、ネイル新聞）、テレビ局2社（TBCニュース、YTNニュース）、2017.11.1-4
 - ・韓国の新聞4社（毎日経済、アパート管理新聞、建設タイムズ、国土日報）、2017.9.26
 - ・中国の福建日報、2016.12.2
- ③ 研究関連の社会活動（研究成果発表、市民への情報発信・招待講演等）(計17件)
 - ・丁 志映、老後の住まいのヒント、千葉、2019.5.10
 - ・丁 志映、《連続講座4》管理組合法人化の概要と実体、埼玉、2019.2.23
 - ・丁 志映、《連続講座3》コミュニティと防災、埼玉、2018.8.26
 - ・丁 志映、【千葉大学公開講座カレッジリンク】第4回シェアハウス、千葉、2018.7.21
 - ・丁 志映、シェア型消費時代の郊外ニュータウンの再生、千葉、2018.4.25
 - ・丁 志映、《連続講座2》新たな再生方法「リモデリング」、埼玉、2018.3.25
 - ・丁 志映、《連続講座1》郊外地域のコミュニティ再生、埼玉、2018.2.24
 - ・丁 志映、エコリノシンポジウム：高経年団地・マンションの今日・未来、神奈川、2018.2.10
 - ・丁 志映、新シェアハウスの動向とシェアコミュニティ志向の若者、千葉、2017.12.22
 - ・丁 志映、各国のシェアハウス制度と新たな動き、千葉、2017.11.17
 - ・丁 志映、今後の団地における段階別（短・中・長期）による整備と更新、埼玉、2017.9.10
 - ・丁 志映、小規模一般分譲マンションとコポラティブハウスの持続的な管理の可能性と課題、東京、2017.7.22
 - ・丁 志映、全国コポラティブハウスの過去・現在・未来、神奈川、2017.5.21
 - ・丁 志映、全国コポラティブハウスの原居住者と新居住者との意識の差、神奈川、2017.1.21
 - ・丁 志映、全国コポラティブハウスの管理運営実態および長期修繕計画等の実施について、東京、2016.9.24
 - ・丁 志映、経年変化したコポラティブハウスの維持管理実態とコミュニティ活動の変化、神奈川、2016.6.18
 - ・丁 志映、都市における新たな建物利用、東京、2016.3.26
- ④ 研究関連のホームページ情報 千葉大学丁志映研究室 <http://jung-lab.tu.chiba-u.ac.jp/>

6. 研究組織

- ① 研究協力者氏名：三澤英治 ローマ字氏名：(MIZAWA, eiji)
- ② 研究協力者氏名：守泉誠 ローマ字氏名：(MORIIZUMI, makoto)
- ③ 研究協力者氏名：中井萌 ローマ字氏名：(NAKAI, moe)
- ④ 研究協力者氏名：鈴木雄也 ローマ字氏名：(SUZUKI, yuya)

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。